

[事案 30-232] 契約解除無効請求

・令和元年5月14日 裁定終了

<事案の概要>

入院・手術給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年9月に3つの保険（収入保障保険、医療保険および終身保険）を契約したが、ペースメーカー交換術の手術を受けたので、平成30年2月に医療保険にもとづき入院・手術給付金を請求したところ、告知義務違反を理由として3つの契約が解除され、給付金が支払われなかったが、以下等の理由により、解除を取り消して、契約を元に戻してほしい。

- (1)平成25年11月頃、募集人にペースメーカー埋込手術等を受けたこと、通院、投薬、ペースメーカーの定期チェックを受けていることを伝えたくて保険加入の相談をしたところ、募集人から「手術後5年経過していないので、今回は保険加入できない」と断られた。
- (2)その後、他社の保険が満期になるために、募集人に改めて相談したところ、「今回は過去5年以内に該当することがない」ので、保険加入が可能だと言われた。
- (3)告知のための生命保険面接士との面接前に、募集人から告知内容については、「通院、投薬は5年以上前のことに含まれるので、すべていいえでお答えください」と言われたので、その指示どおりに答えた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、以前から本契約の告知日に至るまで、申立人がペースメーカーの手術を受けたとも通院しているとも聞いていない。
- (2)募集人は、申立人に対して、告知においては全て「いいえ」と回答するよう指示したことはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には告知義務違反の事実が認められ、募集人が申立人の疾病を事前に聞かされていた等の事実は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。